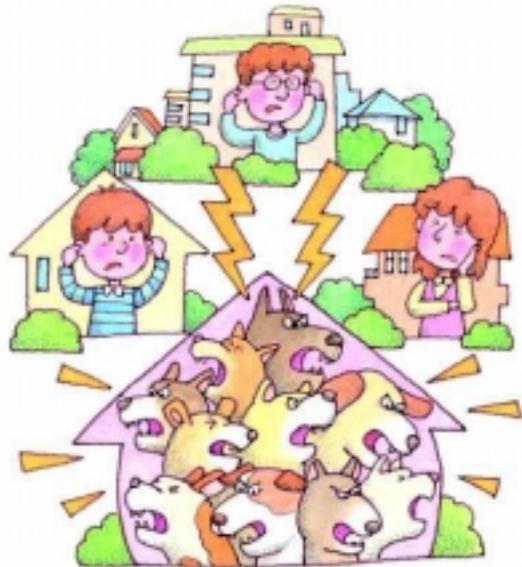


4

周囲に迷惑を  
かけてはいけません。

### 周辺の生活環境の保全に係わる措置

都道府県知事等は、多数の動物を飼うことにより、周辺の生活環境が損なわれている場合には、その者に対し、必要な措置をとるよう勧告・命令ができます。



5

地域の  
専門家ネットワークが  
つくられていきます。

### 動物愛護推進員及び協議会

都道府県等は、行政と協力して地域における動物の愛護と適正な飼養の推進を図るために、動物愛護に熱意と識見を有する者を動物愛護推進員に委嘱することができます。また、都道府県等、獣医師の団体、動物愛護団体等は、動物愛護推進員の活動の支援等を行うための協議会を組織することができます。

6

爬虫類も  
罰則の対象です。

### 罰則

虐待や遺棄に対する罰則の適用対象（愛護動物）として、飼養されている爬虫類が新たに加えられました。

みだりに愛護動物を殺傷した者には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金、みだりに愛護動物を虐待し、または遺棄した者は、30万円以下の罰金等、罰則が強化されました。



注)愛護動物とは、牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いばと、あひる、その他人が飼っている哺乳類、鳥類又は爬虫類です。